

日本スポーツ振興センターの学校安全、 災共済給付について

日本スポーツ振興センターは、学校管理下における自動・生徒の負傷・疾病・障害・死亡に関して必要な医療費等の給付を行うことを目的として設立された特殊法人です。日本スポーツ振興センターの災害共済に加入することで学校管理下での災害に際して必要となった医療費等の給付が受けられます。

本校では保護者等の同意をいただき全員加入をしておりますので、学校管理下で負傷した場合は、保健室へ申し出て手続きを行ってください。

医療費は、健康保険法に掲げる「療養する費用等」により算定した額に対して、5,000円以上の場合、支給されます。ただし高額療養の場合は、療養の行われた社会保険の種類等によって医療費の支給限度額が定められています。なお、障害、死亡についても一定の支給額が定められています。

なお、医療費総額が1か月、75,000円以上の場合は、これに加えて愛知県公立高等学校PTA連合会から治療見舞金の給付が行われます。

※【「療養に要する費用等」の額が5,000円以上の場合】とは、初診から治癒までの医療費総額が5,000円以上のもので、窓口での自己負担額にすると1,500円以上支払った場合です。

※公費負担医療制度(子ども医療助成制度など)を利用し、自己負担額がない場合も給付が受けられます。